

◆都市機能等の定量的な評価（拠点性の評価）

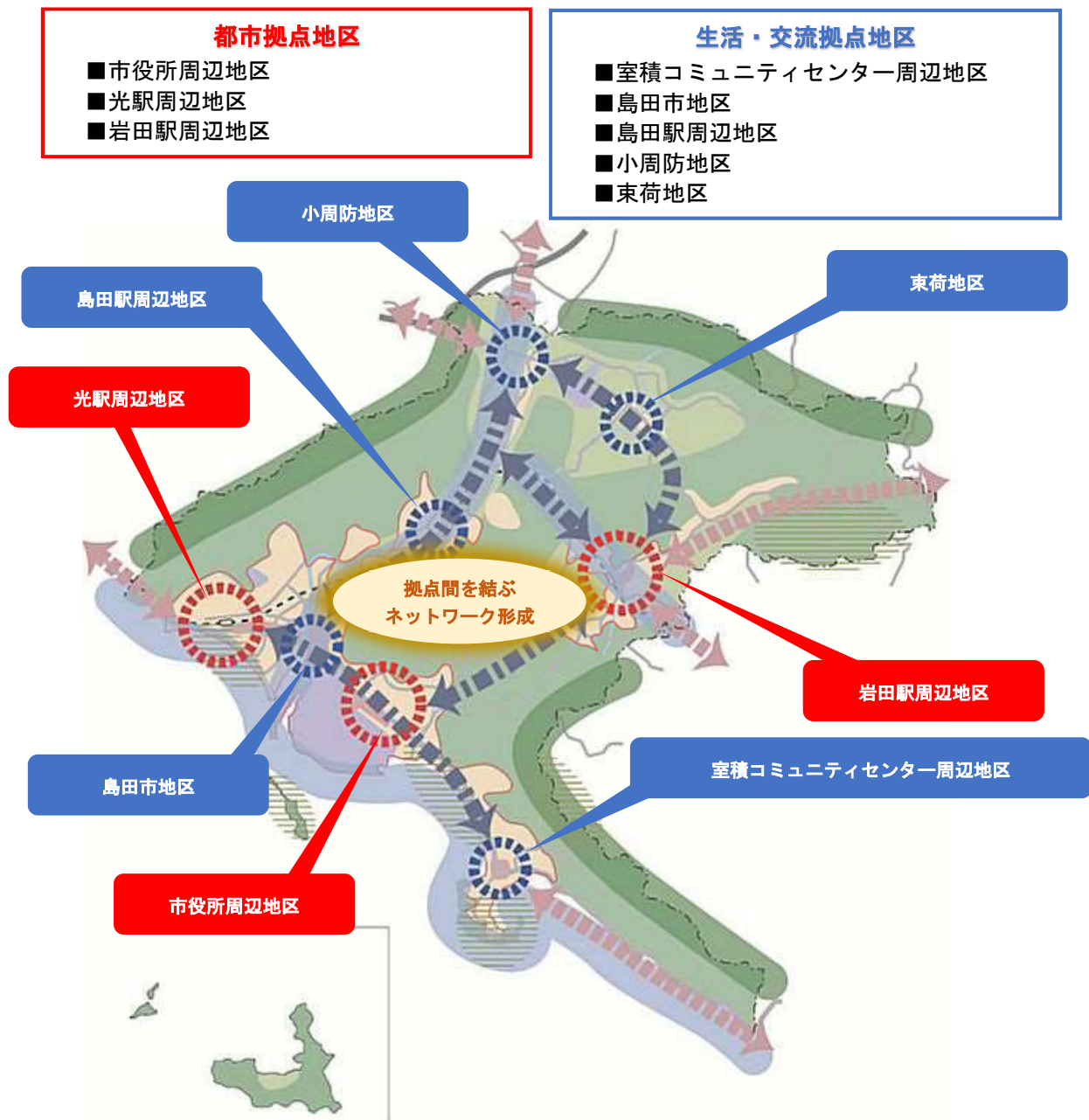
○都市構造の基本的な方向性

将来都市構造構築に関する基本的な方向性を次のように考えている。

方向性 1	（ 魅力ある都市拠点の形成を図ります ）
方向性 2	（ まとまりのある市街地の形成を図ります ）
方向性 3	（ 利便性の高い公共交通の実現を図ります ）

○上位・関連計画における将来都市構造

「光市都市計画マスタープラン」においては、将来都市構造として、3つの「都市拠点地区」と5つの「生活・交流拠点地区」を設定し、拠点機能の向上を図るとともに拠点間の連携を強化し、拠点間を結ぶ効率的なネットワークを形成することとし、次のような将来都市構造図を示している。



## ○都市機能等の定量的な評価（拠点性の評価）

「光市都市計画マスタープラン」における拠点地区ごとの都市づくりの方向性を整理するにあたり、拠点としてのポテンシャルをエリアごとに定量的に評価した。

評価手法：500mメッシュごとに次の7項目を点数化（定量的評価）

評価項目	評価概要
①基幹的都市機能	都市の拠点に求められる基幹的な都市機能を有する施設の立地状況
②都市機能の集積	都市機能のうち商業・医療・福祉機能の集積状況
③基幹的公共交通機能	基幹的な公共交通（鉄道・路線バス）の状況
④生活サービス機能	生活サービス機能（商業・医療・福祉・交通）の充足状況
⑤将来人口密度	おおよそ20年後（平成47年）の将来人口密度
⑥都市基盤	都市基盤の整備状況（尺度として、公共用地率）
⑦災害安全性	災害特別警戒区域等の指定状況

### ①基幹的都市機能（都市の拠点に求められる機能）

5万人クラスの地方都市の拠点において想定される機能および本市における当該機能を有する既存施設を次のとおり整理した。

種別	(a) 市内の広域的な拠点への立地が想定される機能 (主に市域全域からの利用を対象とする機能)		(b) 地域拠点への立地が想定される機能 (主に複数の地域からの利用を対象とする機能)		(c) 各地域での利用を対象とする機能
	機能	該当施設	機能	該当施設	
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総合的な医療サービス機能</li> <li>・二次救急医療病院</li> <li>・休日夜間診療所 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市立光総合病院</li> <li>・光市休日診療所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日常的な医療サービス機能</li> <li>・緊急告示病院 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市立大和総合病院</li> <li>・光中央病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の診療所</li> </ul>
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者福祉に関する総合的な相談窓口や活動拠点等の機能</li> <li>・地域包括支援センター 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市総合福祉センター (光市地域包括支援センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者福祉に関する日常的なサービス機能</li> <li>・在宅介護支援センター 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市東部在宅介護支援センター</li> <li>・光市西部在宅介護支援センター</li> <li>・光市南部在宅介護支援センター</li> <li>・光市北部在宅介護支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の高齢者福祉施設等</li> </ul>
子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育てに関する総合的な相談窓口や活動拠点等の機能</li> <li>・子育て世代包括支援センター 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市総合福祉センター (光市子ども相談センター、光市子育て支援センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童福祉に関する日常的なサービス機能</li> <li>・児童厚生施設 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市立わかば児童館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども園</li> <li>・保育園</li> <li>・放課後児童クラブ</li> </ul>
文教	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民全体を対象とした教育サービスや文化活動の拠点等の機能</li> <li>・高等学校等</li> <li>・文化芸術施設 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県立光高等学校</li> <li>・山口県立光丘高等学校</li> <li>・聖光高等学校</li> <li>・YIC保育&amp;ジグザグ専門学校</li> <li>・光市文化センター</li> <li>・光市生涯学習センター</li> <li>・光市民ホール</li> <li>・光市立図書館</li> <li>・光ふるさと郷土館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域における教育サービスや文化活動の拠点等の機能</li> <li>・文化芸術施設の分室 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市立図書館大和分室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校</li> <li>・中学校</li> <li>・コミュニティセンター</li> </ul>
商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■買物、飲食や娯楽等のサービス機能</li> <li>・大型ショッピングセンター 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イオン光店</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食料品の他、衣料品や雑貨品等の買物や飲食等のサービス機能</li> <li>・ショッピングセンター 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅江ショッピングセンター</li> <li>・レッツ光ショッピングセンター</li> <li>・室積ショッピングセンター</li> <li>・光ショッピングセンターベスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他のスーパー</li> <li>・コンビニ</li> </ul>
金融	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■決裁や融資などの金融サービス機能</li> <li>・銀行、信用金庫 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口銀行(3支店2出張所)</li> <li>・西京銀行(2支店)</li> <li>・東山口信用金庫(1支店)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局、J A</li> <li>・ATM</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市の中核的な行政機能</li> <li>・市役所 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市役所</li> <li>・光市総合福祉センター</li> <li>・光市水道局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域における行政機能</li> <li>・市役所総合支所 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市役所大和支所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所出張所</li> </ul>

※移転事業が進んでいる光総合病院及び大和支所、図書館大和分室は移転先に立地しているものとして評価

基幹的都市機能として、基幹的な都市施設の立地状況をメッシュごとに、次の評価基準により点数化した。

**【評価基準】**

(a) 市内の広域的な拠点への立地が想定される機能（施設）

メッシュ内に立地・・・3ポイント

徒歩圏（800m以内）に立地・・・2ポイント

(b) 地域拠点への立地が想定される機能（施設）

メッシュ内に立地・・・2ポイント

徒歩圏（800m以内）に立地・・・1ポイント

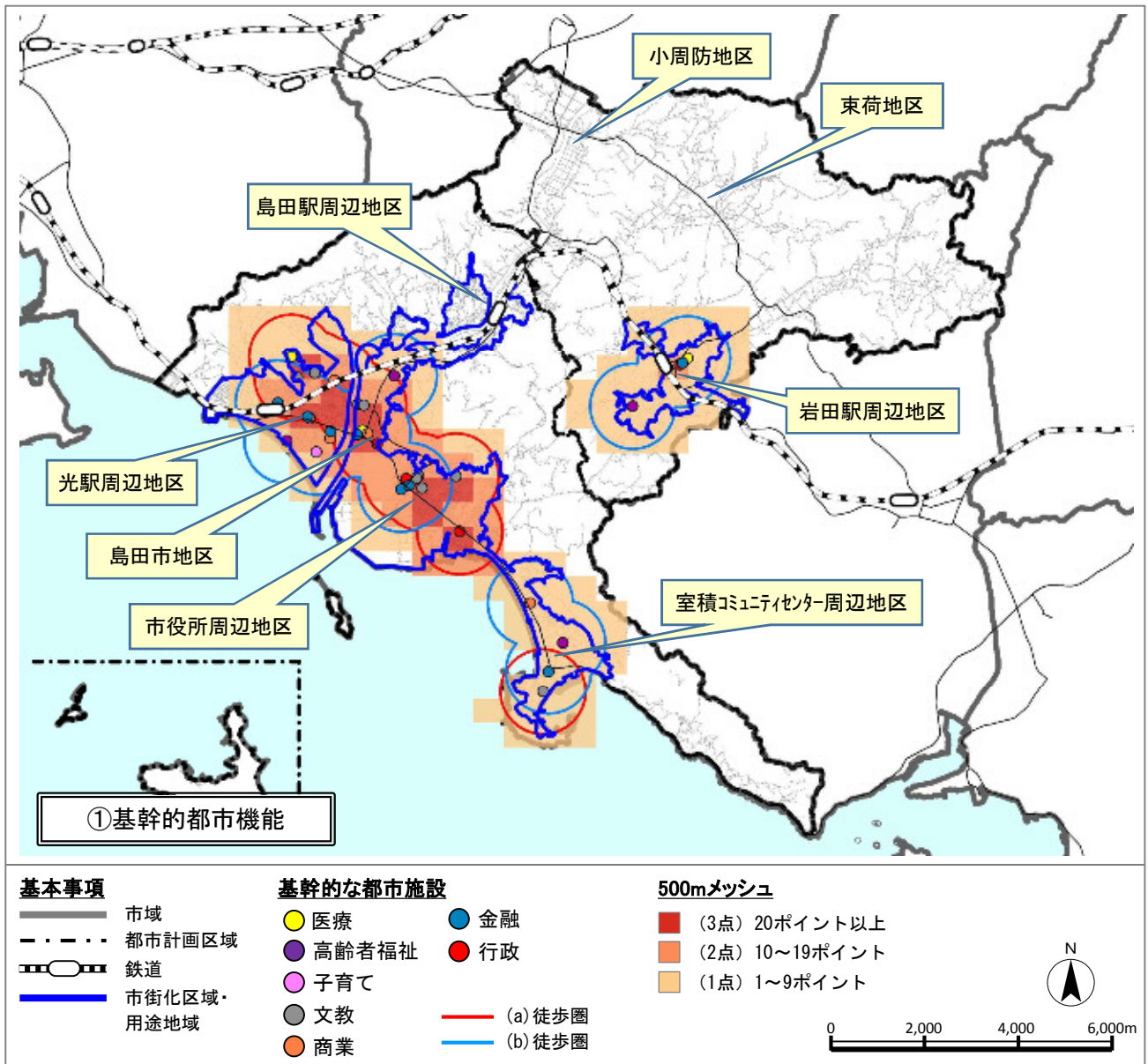
（合計）

20ポイント以上・・・3点

10～19ポイント・・・2点

1～9ポイント・・・1点

光駅周辺地区や市役所周辺地区には、広域的な拠点への立地が想定される機能等が集積しており、点数が高くなっている。また、岩田駅周辺地区や室積地区には、地域拠点への立地が想定される機能が一定程度集積している。



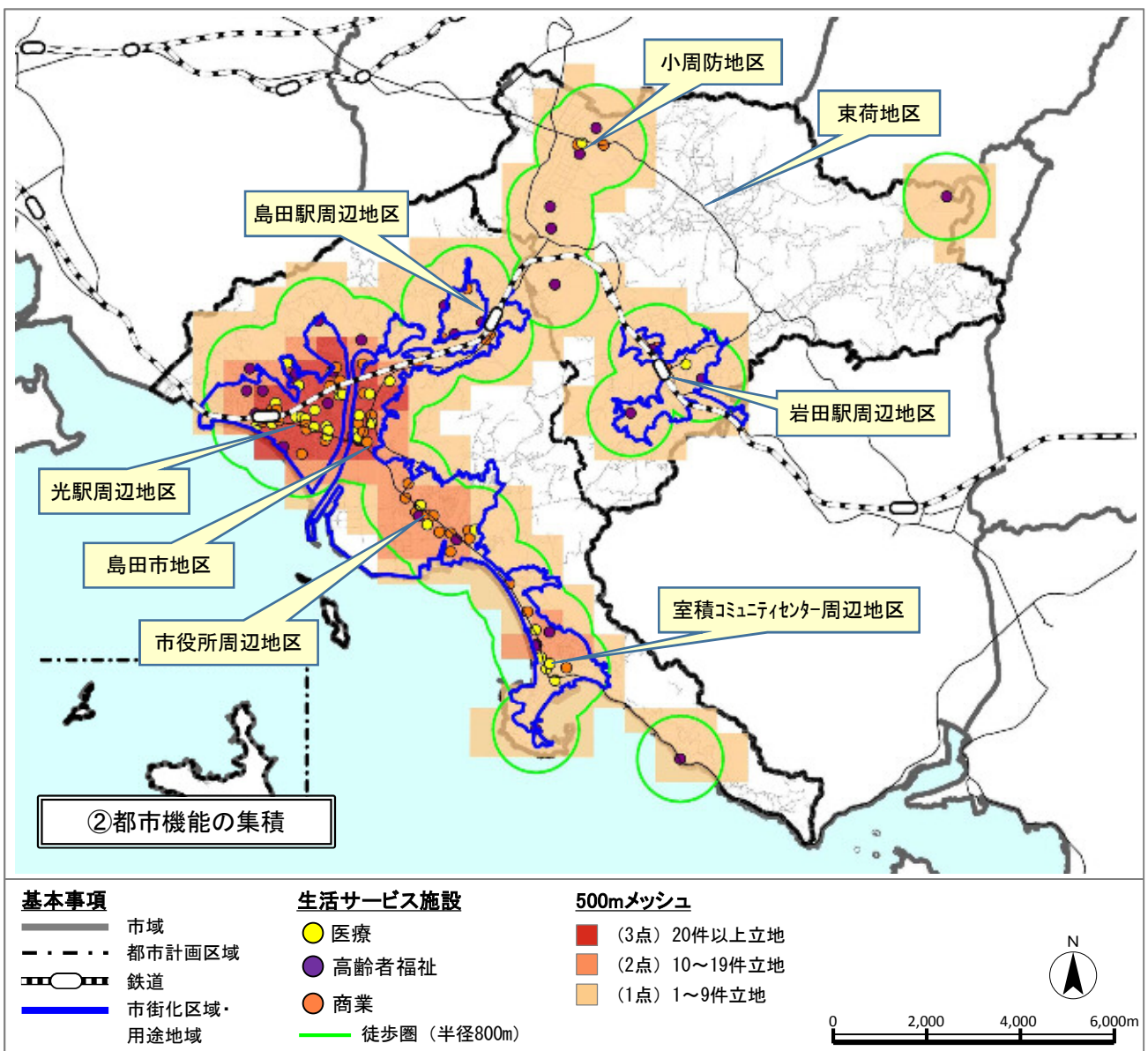
資料：光市HP、光市「都市構造分析調査(平成28年)」、国交省「国土数値情報」より作成

## ②都市機能の集積

都市機能の集積状況として、メッシュごとに徒歩圏（半径800m以内）に立地する商業施設、医療施設及び福祉施設の数を、次の基準により点数化した。

【評価基準】	
20 件以上立地	3 点
10～19 件立地	2 点
1～9 件立地	1 点

光駅周辺地区、島田市地区が最も点数が高くなっており、次いで市役所周辺地区や室積コミュニティセンター周辺地区の点数が高い。



資料：光市「都市構造分析調査(平成28年)」、国交省「国土数値情報」より作成

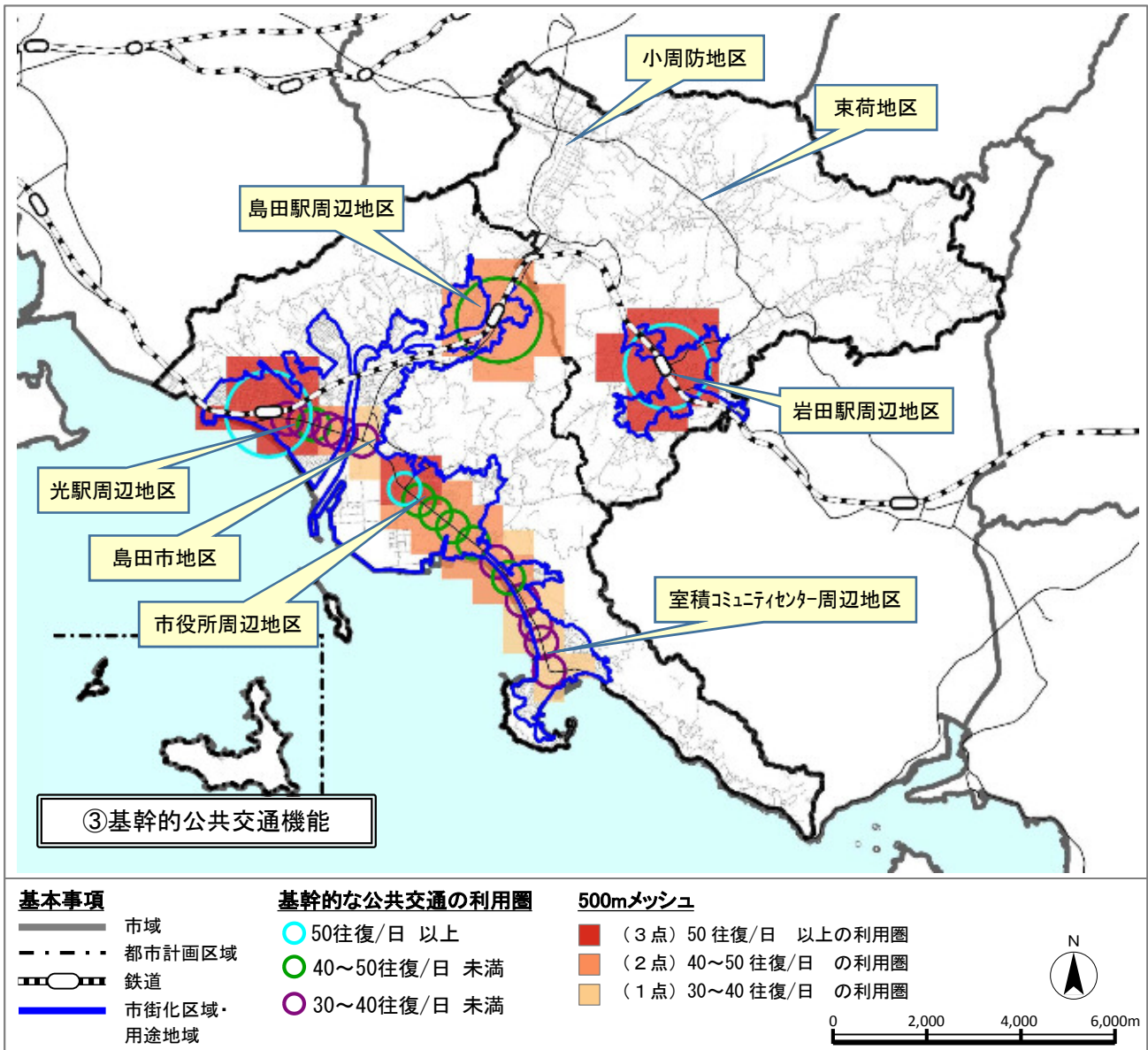
### ③基幹的公共交通機能

基幹的公共交通機能として、1日30往復以上の公共交通が利用圏内となる区域を抽出し、メッシュごとに便数について、次の基準により点数化した。なお、複数の路線が利用可能なバス停留所等については便数を合算した。

【評価基準】	
1日50往復以上の利用圏	3点
1日40往復～50往復の利用圏	2点
1日30往復～40往復の利用圏	1点

※鉄道駅の利用圏は半径800m以内、バス停の利用圏は半径300m以内

J R山陽本線とバス路線の両方が利用可能な光駅周辺地区、岩田駅周辺地区や、複数のバス路線の結節点である市役所周辺地区の点数が高くなっている。次いで、島田駅周辺地区や国道188号沿線の点数が高くなっている。



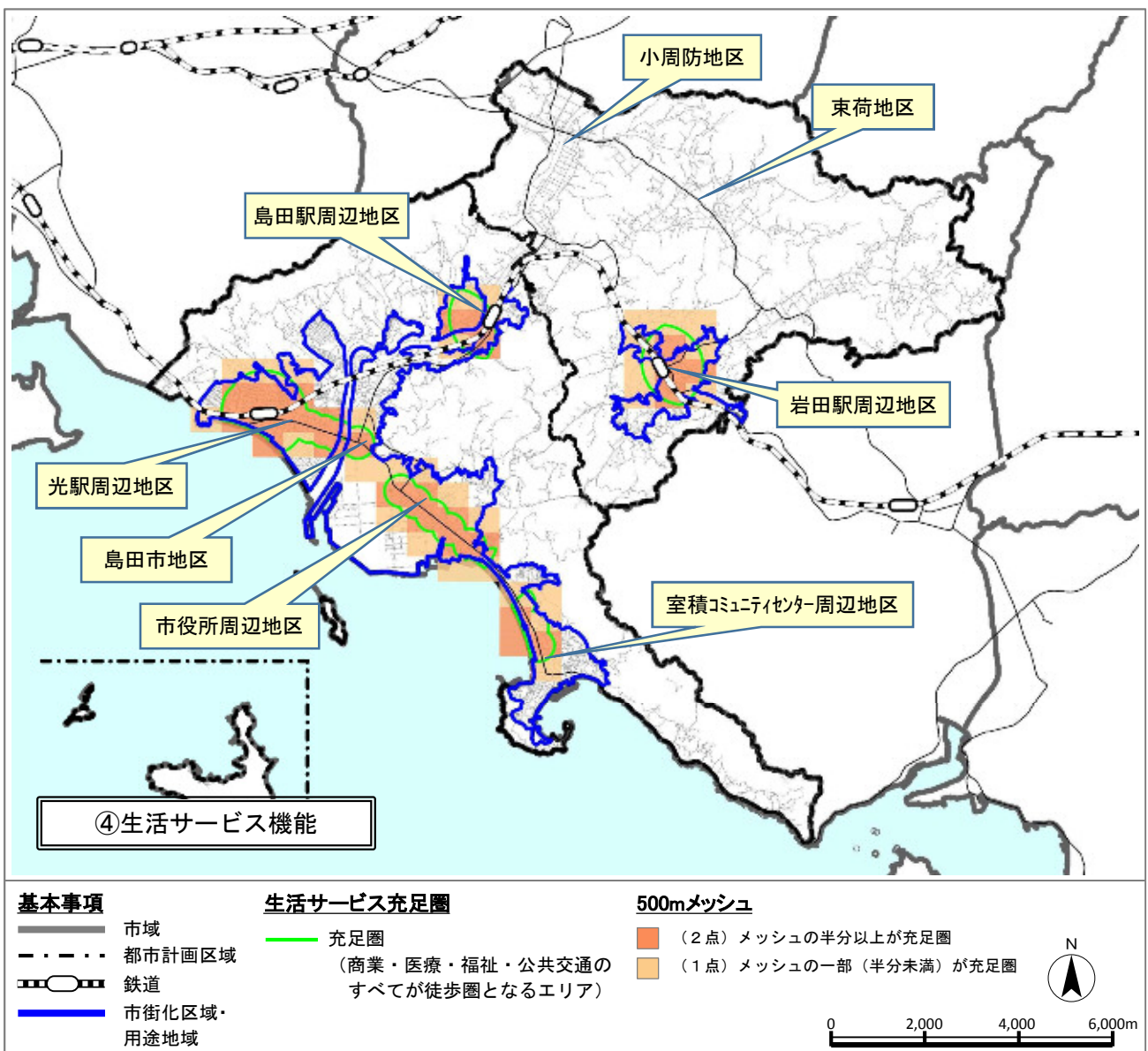
資料：光市「都市構造分析調査(平成28年)」、国土省「国土数値情報」より作成

#### ④生活サービス機能

生活サービス機能として、商業施設、医療施設、福祉施設のすべてが徒歩圏（半径 800m以内）であり、かつ1日 30 往復以上の基幹的公共交通の利用圏となる区域（充足圏）を抽出し、メッシュごとに当該区域の広がり、次の基準により点数化した。

【評価基準】	
メッシュの半分以上が充足圏	2点
メッシュの一部（半分未満）が充足圏	1点

光駅周辺地区、島田市地区、市役所周辺地区、室積コミュニティセンター周辺地区といった国道 188 号周辺のほか、岩田駅周辺地区、島田駅周辺地区の点数が高い。



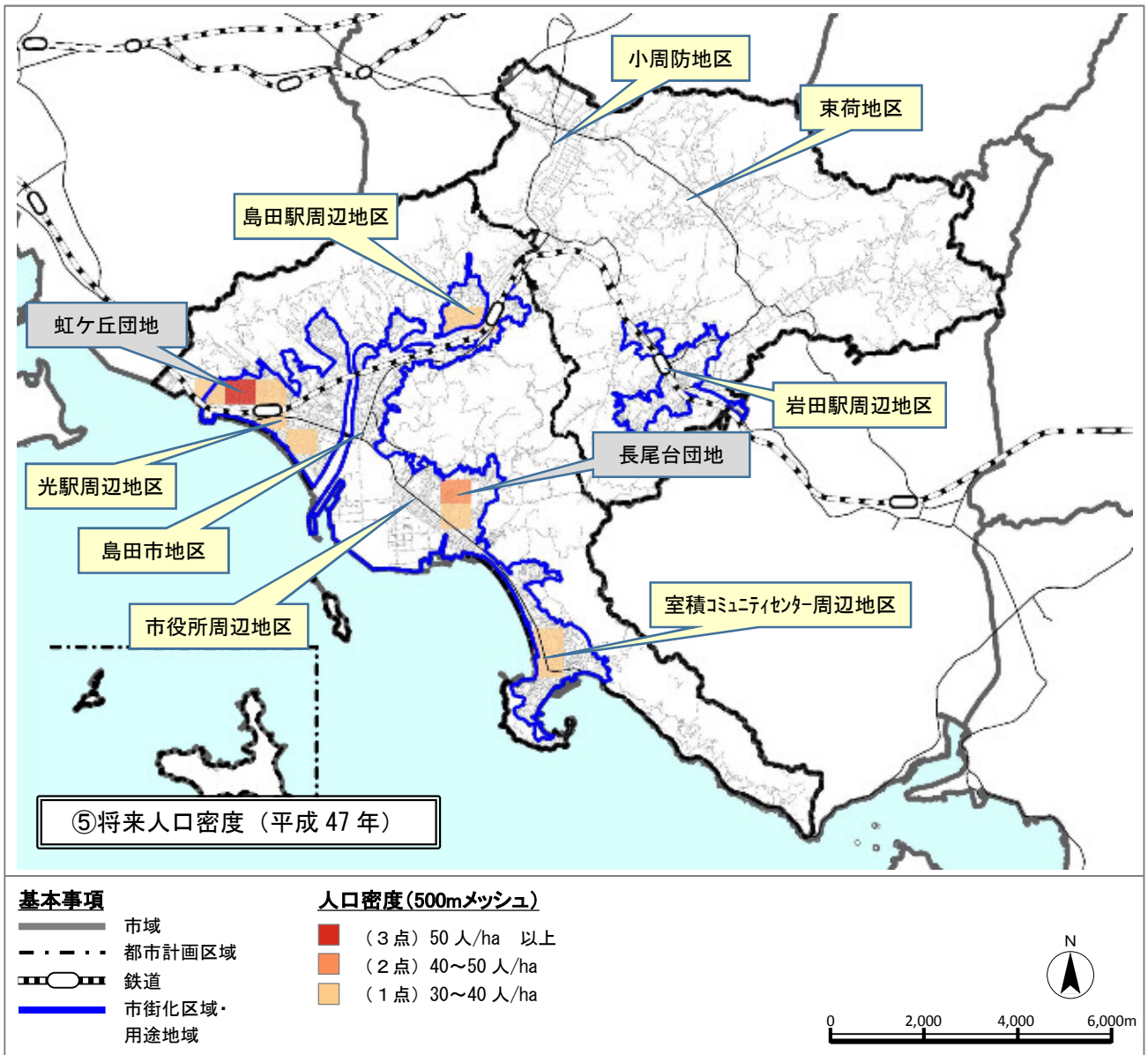
資料：光市「都市構造分析調査(平成 28 年)」、国土省「国土数値情報」より作成

### ⑤将来人口密度

将来人口密度として、おおよそ 20 年後（平成 47 年）の将来人口を推計し、メッシュごとに将来の人口密度を、次の評価基準により点数化した。

【評価基準】	
人口密度 50 人/ha 以上	3 点
人口密度 40 人/ha～50 人/ha	2 点
人口密度 30 人/ha～40 人/ha	1 点

市内のほとんどの地域で人口減少が見込まれる中、虹ヶ丘団地周辺では 50 人/ha 以上の将来人口密度が見込まれ、最も点数が高くなっている。次いで、長尾台団地周辺の将来人口密度が 40～50 人/ha と見込まれ、点数が高くなっている。



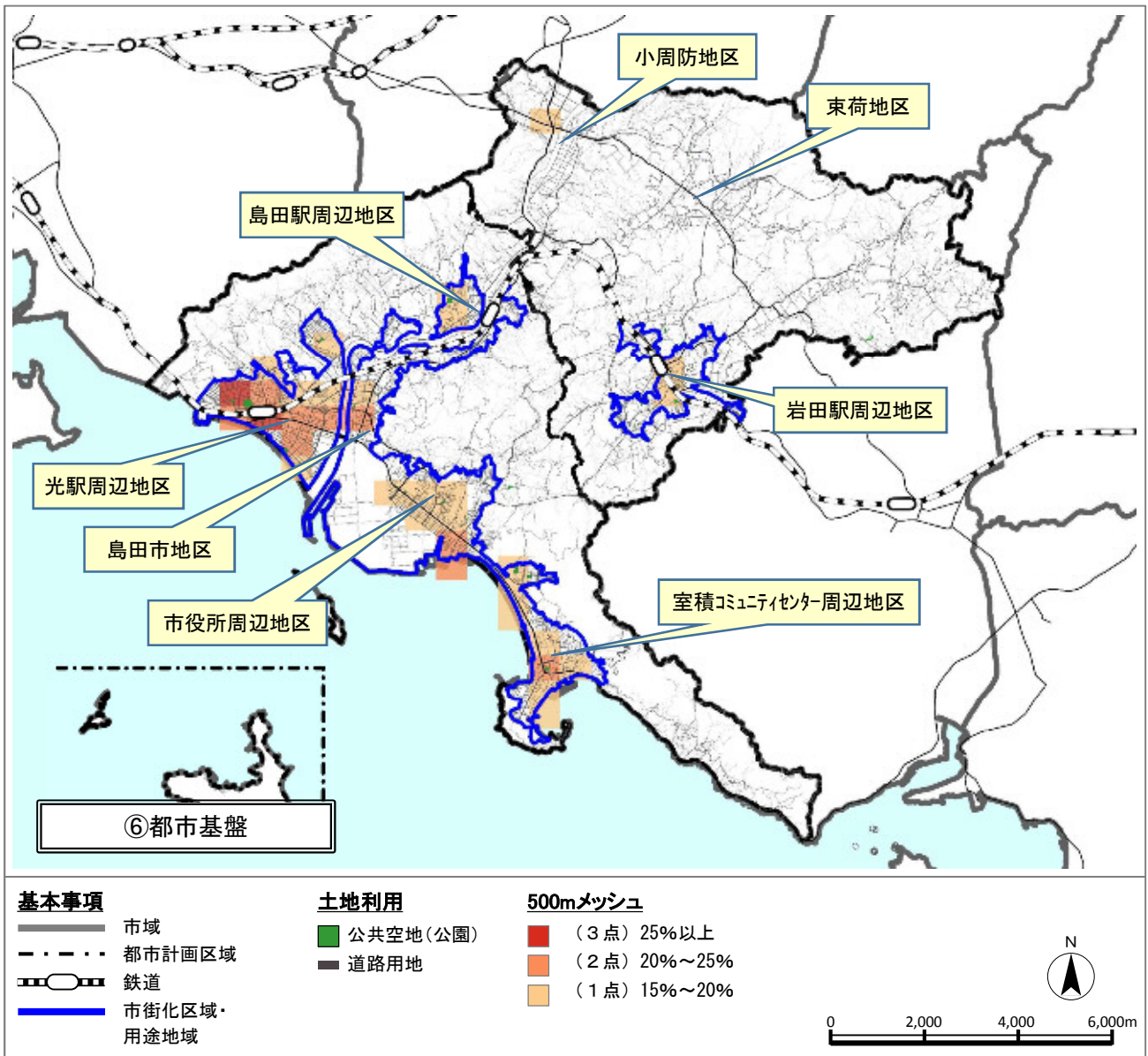
資料：光市「都市構造分析調査(平成 28 年)」、国交省「国土数値情報」より作成

## ⑥都市基盤

都市基盤として、道路や公園の用地割合（公共用地率）について、メッシュごとに次の評価基準により点数化した。ただし、総合公園や運動公園といった大規模な公園や特殊公園については、一般に市全域を対象として、市民が容易に利用できる位置に配置されるものであり、必ずしも都市拠点に求められる機能ではないため、評価の対象外とした。

【評価基準】	
公共用地率 25%以上	3点
公共用地率 20%～25%	2点
公共用地率 15%～20%	1点

全体的に国道 188 号沿線の点数が高くなっており、特に光駅周辺地区の点数が高い。



資料：山口県「都市計画基礎調査(平成 24 年)」、国交省「国土数値情報」より作成

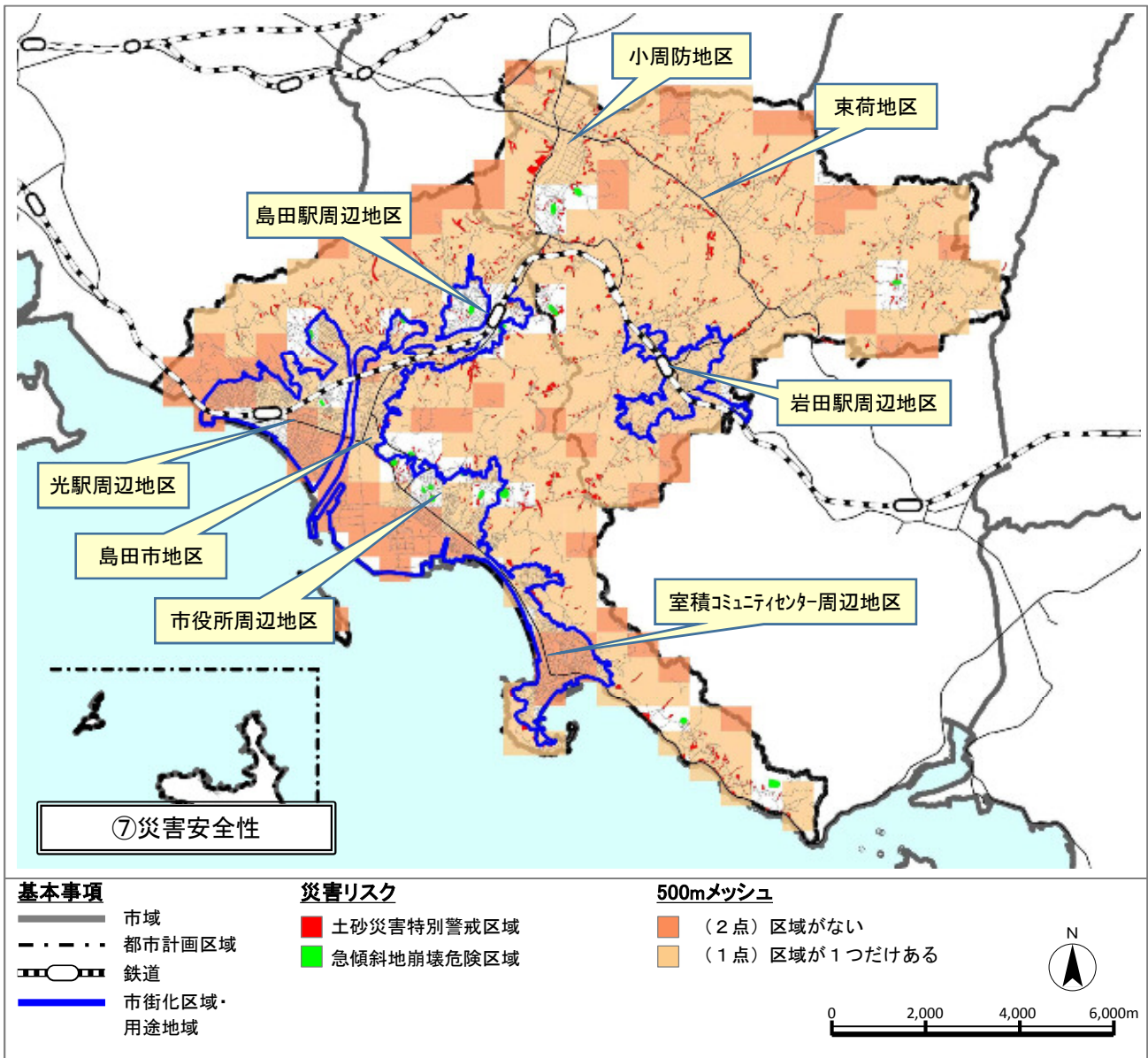


### ⑦災害安全性

災害安全性として、土砂災害特別警戒区域、津波災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域（都市計画運用指針において誘導区域には「原則、含まないこと」とする区域）を対象に災害リスクについて、次の評価基準により点数化した。

【評価基準】	
メッシュ内に区域がない	2点
メッシュ内に区域が1つだけある	1点
メッシュ内に区域が2つ以上ある	0点

津波災害特別警戒区域及び地すべり防止区域の指定地は市内にはない。また、土砂災害特別警戒区域は市域内の広い範囲に指定され、急傾斜地崩壊危険区域は市街地と山地の中間等に指定されており、虹ヶ丘団地周辺や、沿岸部の点数が高くなっている。

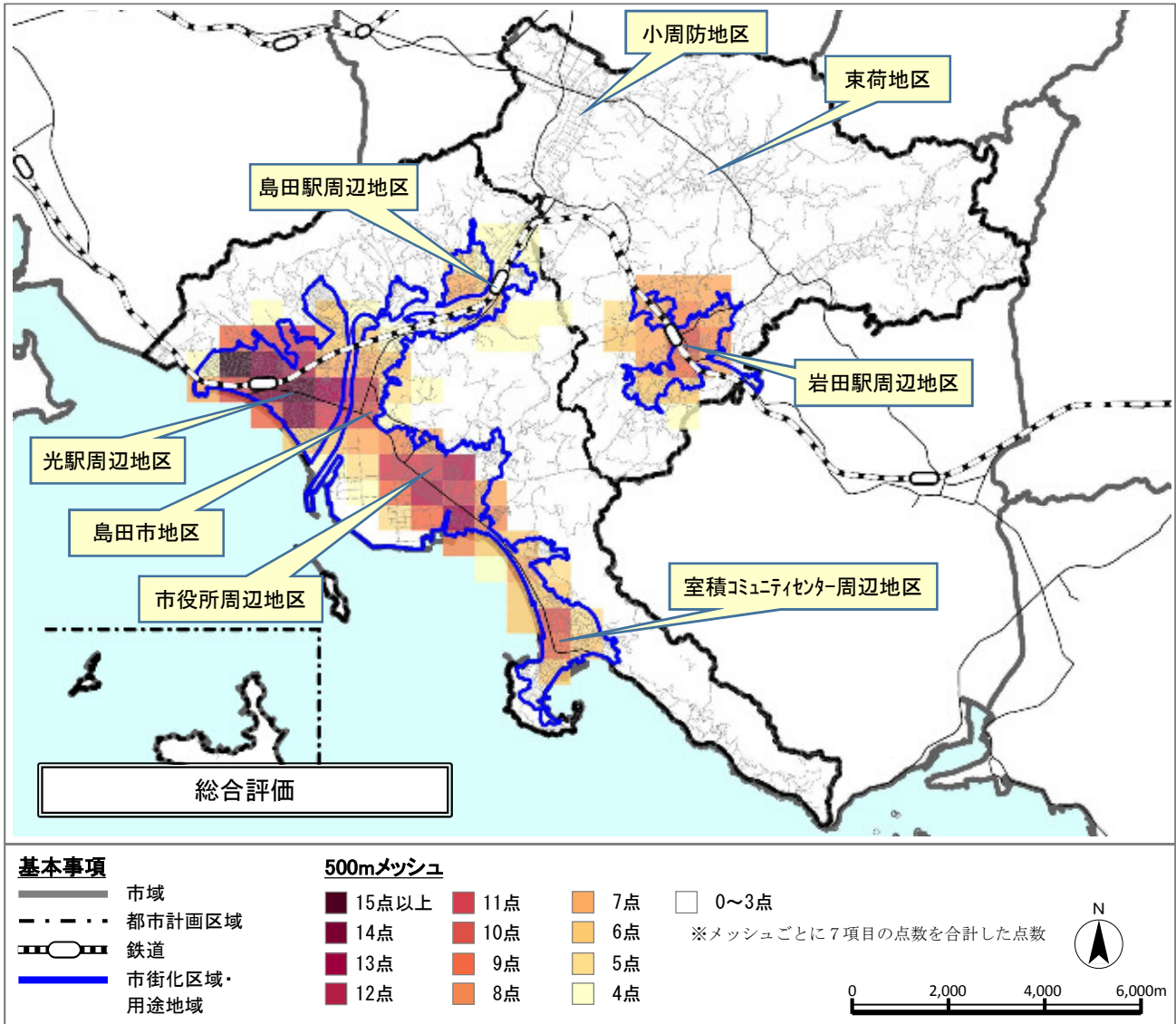


資料：山口県「都市計画基礎調査(平成24年)」、国交省「国土数値情報」より作成

## ■ 総合評価

①～⑦の各評価項目の点数を合計し、拠点性を総合的に評価する。

総合評価では、光駅周辺地区の点数が最も高くなっており、次に市役所周辺地区の点数が高い。また、これらに次いで、島田市地区、室積コミュニティセンター周辺地区、岩田駅周辺地区の点数が高くなっている。



地区	①基幹的都市施設	②都市機能(集積)	③基幹的公共交通	④生活サービス機能	⑤将来人口密度 H47	⑥都市基盤公共用地率	⑦災害安全性	合計点
光駅周辺	3	3	3	2	3	3	2	19
市役所周辺	3	2	3	2	2	2	2	16
岩田駅周辺	2	1	3	2	0	1	1	10
室積 CC 周辺	1	2	1	2	1	2	2	11
島田市	3	3	1	2	0	2	1	12
島田駅周辺	0	1	2	2	1	1	1	8
小周防	0	1	0	0	0	1	1	3
東荷	0	0	0	0	0	0	1	1

※各評価項目の評価点は、地区内で最も評価が高いメッシュの点数